「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に基づき、倉敷市中央斎場施設整備事業に係る事業契約の内容を公表します。

令和3年2月18日

倉敷市長 伊東 香織

記

1 公共施設等の名称及び立地

倉敷市中央斎場

岡山県倉敷市福田町福田434番地1

2 選定事業者の商号又は名称

岡山県倉敷市昭和二丁目1番22号倉敷昭和ビル2階205号

PF I 倉敷中央斎場株式会社

代表取締役 市 正寿

3 公共施設等の整備等の内容

[倉敷市中央斎場施設整備事業 事業契約約款(抄)]

(本事業の概要)

- 第6条 本事業は、要求水準書所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により 構成されるものとする。なお、本件施設の大規模修繕(要求水準書に定義される大規模修繕 をいう。以下同じ。)は本事業に含まれないものとする。
- 2 本件施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。
- 4 契約期間

自契約成立日 至令和26年3月31日

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[倉敷市中央斎場施設整備事業 事業契約約款(抄)]

(市の事由による解除)

第59条 市は、本事業の実施の必要がなくなった、又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、180日以上前に事業者に通知のうえ、本指定を取り消し、本契約の全部(一部は不可。ただし、市による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。)を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による解除等)

- 第60条 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本指定をせず、 又は取り消し、本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 事業者が、設計業務若しくは本件工事又は第42条第1項に基づく履行の追完に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。
 - (2) 供用開始予定日から60日が経過しても施設供用業務の着手ができないとき、又は供用開始予定日から60日以内に施設供用業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (3) 事業者が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によって、当該申立てがなされたとき。
 - (4) 事業者が、第52条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
 - (5) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。ただし、その催告期間を経過した時における本契約上の義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (6) 市により基本協定が解除されたとき。
 - (7) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事

- 業の目的を達することができないと認められるとき(以下を含むが、これに限られない。)。
- ア 本施設の完成、本件施設の運営その他本事業の遂行ができないことが明らかであると き。
- イ 引き渡された本施設に契約不適合がある場合において、その契約不適合が本施設を除 却した上で再び建設しなければ、本事業の目的を達成することができないものである とき。
- ウ 事業者が施設整備業務又は施設供用業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したと き。
- エ 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本事業の目的を 達することができないとき。
- オ 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行 しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をし ないでその時期を経過したとき。
- カ 前記に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず市が催告をしても本契約を した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 事業者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(事業者の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務 所の代表者をいう。以下本号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下本号にお いて「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認めら

れるとき。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホ までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる とき。
- キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入 契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市が事業 者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 2 市は、前項各号に定めるところのほか、第53条第1項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する施設供用業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、同条第2項の定めるところに従って事業者に対してその是正を勧告するほか、別紙12(サービス購入料の減額の基準と方法)の定めるところに従い、本指定を取り消し、本契約の全部を解除することができる。
- 3 事業者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。) 又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 4 第1項各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、第1項の規定による本契約の解除をすることができない。

(市の債務不履行による解除等)

- 第61条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後60 日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。この場合、事業者は、市に対して、本指定の取消しを求めることができ、市は、かかる取消しの求めに応じて、本指定を取り消すものとする。
- 2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、法定率を乗じて計算した額(1)

年を365日として日割計算とする。)を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

3 第1項に定める場合が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、事業者は、第1項の規 定による本契約の解除をすることができない。

(法令の変更及び不可抗力)

- 第62条 法令変更若しくは不可抗力により、損害、損失を被ったとき、又は費用を負担したとき、本契約及び業務水準に従って本件施設の整備若しくは解体施設の解体・撤去等ができなくなったとき、施設整備業務、解体・撤去等業務若しくは施設供用業務の遂行ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って本件施設の整備若しくは解体施設の解体・撤去等又は施設整備業務、解体・撤去等業務若しくは施設供用業務を遂行するためその他本事業の実施に追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。
- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から60 日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙8(不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合)及び別紙13(法令変更による費用の負担割合)に記載する負担割合によるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から60 日以内に第 1項の協議が調わない場合、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとす る。
- 4 市は、第14条第3項第3号及び第4号、第35条第2項第3号及び第4号、第37条第1 項第3号及び第4号、並びに第39条第3項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が 過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとす る。
- 5 市は、前2項に基づき本契約を解除することができる場合、事業者に書面で通知すること により、次のいずれかの措置を講じることができる。

- (1) 市は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。
- (2) 市は、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

6 契約金額

金 7,688,336,100円 (うち消費税及び地方消費税金 690,776,100円)

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

7 契約終了時の措置に関する事項

[倉敷市中央斎場施設整備事業 事業契約約款(抄)]

(契約期間)

- 第58条 本契約の契約期間は、本契約成立日から令和26年3月31日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了するほか、市が本条例又は本契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本契約は、他に特段の手続を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。
- 2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了に当たっては、(i)本件施設の全てが、要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態とし、かつ、(ii)本事業期間終了時における建物(建築、機械設備、電気設備及び燃料保管設備)及び火葬炉が、概ね2年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態であることを基準として、契約期間終了日の概ね3年前より、事業者が本件施設の明渡しの時点で確保するべき状態について市との間の協議に応じ、かかる協議を経て市が決定した本件施設の状態とした上で、本件施設を市に対して引き継ぐものとする。
- 3 事業者は、本契約の終了に当たり、市と協議のうえ日程を定め、市の立会いの下に前項に 定める状態の満足についての確認を受けるほか、本契約の終了後、市が効率的に適切な修 繕・更新等に取り組むことができるよう、また、次期管理者が本件施設の維持管理業務を円

滑かつ支障なく遂行しかつ本件施設を継続使用し円滑に運営できるよう、本事業期間の終了の6か月前から本件施設の施設供用業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ事業者が用いた施設供用業務に関する施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するとともに、施設供用業務の承継に必要な「引継マニュアル」を本事業期間終了の6か月前までに作成し、市に提出するほか、引継ぎに必要な協力・支援等を行うものとする。かかる引継ぎについて、事業者は、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、本件施設の利用予約に関する情報その他本件施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期運営者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないようにしなければならない。

- 4 事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、本事業期間終了3年前までに、維持管理業務の遂行過程で実施された修繕・更新を全て反映した完成図書及び施設管理台帳の最新版を本契約の定めるところに従って提出するとともに、本件施設の状況についてチェック・評価し、(i) 建築物(設備等を含む)及び諸施設、外構、植栽など本件施設の全体について各部位・部材の消耗具合を具体的に記載した「建物等診断報告書」、(ii)本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図書における該当箇所を図示した「修繕記録報告書」、(iii)本事業終了後に市が行う必要と認められる大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示した「事業期間終了後の長期修繕提案書」、及び、(iv)その他の事業者提案に基づく資料等を市が合理的に満足する様式及び内容で作成し、市に提出したうえで、本事業期間終了後に次期管理者が施設供用業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本件施設の引渡しに必要な事項について市との間で協議を開始するほか、本事業期間終了1年前に、時点修正を行った上記(iii)記載の「事業期間終了後の長期修繕提案書」を改めて市に提出するものとする。
- 5 事業者は、本事業期間終了後1年間について、建物・設備維持管理企業をして、連絡窓口として、次期管理者その他本件施設に係る業務の引継ぎ先からの問い合わせを受けさせるほか、市が求める必要なサポート業務を実施させるものとする。

(供用開始日前の解除の効力)

第64条 引渡日(同日を含まない。)前に第59条ないし第62条の定めるところにより本契約

が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、以下の各 号に定めるところに従って、本件施設(出来形部分を含む。)を取り扱うものとする。

- (1) 第60条に定めるところにより本契約が解除された場合で、市が当該解除後に本件施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、市による完成確認が未了の本件施設を検査したうえで、検査に合格した本件施設の全部又は一部(以下「合格部分」という。)のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。市が合格部分を買い受け又は整備に要した費用の対価の支払をする場合、市は、その対価の支払債務と、第66条第1項及び第2項に基づく事業者に対する支払請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息(法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付したうえ、一括払又は分割払により事業者に対して支払うものとする。また、これにより市に回復されない損害があるときは、その部分について、市は事業者に対し損害賠償請求できる。また、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費を別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)に定めるところに従い支払うものとする。
- (2) 第59条又は第61条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認が未了の本件施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対して、その対価及び第66条第6項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息(法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付したうえ、一括払又は分割払により支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費を別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第 62 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認が未了の本件施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その

対価に支払時点までの利息(法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付したうえ、一括払又は分割払により支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち、施設整備費を別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)に定めるところに従い支払うものとする。

- (4) 前3号に定めるところの検査に際して市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前 に事業者に対して通知したうえ、本件施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項にかかわらず、引渡日(同日を含まない。)前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第59条、第61条又は第62条に基づくときは、市がその費用相当額及び第66条第6項に定めるところの損害賠償額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額(法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を負担するものとし、第60条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第66条第1項及び第2項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第81条に基づく遅延損害金を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第60条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 3 本件施設のうち施設供用業務が着手されている部分がある場合、当該施設供用業務の対象 となっている本件施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号第 2文を準用する。

(供用開始日後の解除の効力)

第65条 引渡日(同日を含む。)後に第59条ないし第62条の定めるところにより本指定が取り消され本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、市は、

第40条に定めるところに従って引渡しを受けた本件施設の所有権を引き続き所有するものとする。

- 2 前項の場合、市は、本契約が解除された日から10 日以内に本件施設の現況を検査したうえ、本件施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本件施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、当該通知の受領後10 日以内に修補の完了検査を行うものとする。
- 3 前項の手続終了後、事業者は、速やかに施設供用業務を、市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が施設供用業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。
- 4 前項の定めるところに従って、市が施設供用業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下 の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。
 - (1) 本契約の解除が第60条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料の うち未払の施設整備費を、別紙 11 (サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定める ところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷してお り、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払の 施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、サービス購入料のうち未払の施設整備費に 相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺すること により、サービス購入料のうち未払の施設整備費の支払義務を免れることができるものと する。なお、これにより市のその余りの損害賠償の請求は、妨げられないものとする。
 - (2) 本契約の解除が第59条又は第61条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払の施設整備費を別紙 11 (サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払うとともに、第66条第6項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息(法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を、一括払又は分割払により事業者に対し支払うものとする。
 - (3) 本契約の解除が第62条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料の うち未払の施設整備費を、別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定める ところに従い支払うものとする。また、市は事業者が施設供用業務を終了させるために要

する費用を事業者に対して支払うものとする。

(4) 事由の如何を問わず、本契約の解除日以降、市は、施設供用業務に係るサービス購入料のうち未払のものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する施設供用業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算を行って支払を行うものとする。

(契約が解除された場合の違約金等)

- 第66条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。
- (1) 供用開始予定日までに本施設の引渡しを完了することができないとき。
- (2) 第58条第1項に定める本契約の契約期間満了日までに、同条第2項乃至第4項の定めるところに従って本件施設の明渡及び業務の引継ぎをいずれも完了できないとき。
- (3) 本施設に契約不適合があるとき。
- (4) 第60条第1項又は第2項の規定により本契約が解除されたとき。
- (5) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。
- (6) 前各号の定める場合を除き、事業者がその債務の本旨に従った履行をしないとき、又は 事業者の債務について履行不能となったとき。
- 2 前項第4号又は第5号のいずれかに該当する場合、その場合の時期に応じて、事業者は、 次の各号に定める額を違約金として市の指定する期限までに支払うものとする。なお、当該 違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、前項第4号又は第5号に該当することにより市 が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について 市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- (1) 引渡日(同日を含まない。)までにサービス購入料のうち、施設整 備費から割賦金利相

当額を控除した金額の10分の1に相当する額

(2) 引渡日(同日を含む。)以降に解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務に係るサービス購入料総額の10分の1に相当する額

- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第1項第5号に該当する場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法 律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法 律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合 とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰す ることができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合(第60条第1項第8号の規定により、本契約が解除された場合を除く。)に おいて、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている ときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 6 第59条又は第61条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(保全義務)

第67条 事業者は、解除の通知がなされた日から第64条第1項各号による引渡し又は第64条第3項若しくは第65条第3項による施設供用業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設(出来形部分を含む。)について、自らの責任及び費用負担において、合理的な保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第68条 事業者は、第64条第1項第1号ないし第3号に基づく引渡し又は第65条第3項(第64条第3項により準用される場合を含む。)に基づく施設供用業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及び完成図書(ただし、既に事業者が提出しているものを除く。また、

本契約が本件施設に係る施設供用の実施開始前に解除された場合、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。)その他本件施設の整備及び修補に係る書類並びに施設供用業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を施設供用業務の遂行のために、無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下本項において同じ。)することができるものとし、事業者は、市による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第69条 事業者は、第64条第1項第1号ないし第3号に基づき本件施設又はその出来形の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。